

# 公民館ヨガ教室 参加者募集



場 所 エコールみよた 大会議室  
 申 込 方 法 お電話、窓口、町公民館SNSへのメッセージにて受け付けます。  
 問い合わせ先 教育委員会生涯学習係 (32) 2770

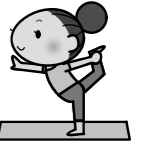


※予約制のため、事前に参加する日をお申し込みください。

## 「地域のゆとりヨガ教室 ~こどもが真ん中~」

日 時 9月9日(木)、23日(木) 午前10時~11時  
 持ち物 ヨガマット(※レンタル100円)、ブランケット  
 講 師 にしかわ まきえ(米国公認クリパルヨガ教師・保育士)  
 参加費 800円/回 定 員 10名  
 ※お子さまを連れて参加できます(生後2カ月以降)。  
 ※授乳・おむつ替えも室内でできます。※病気やけがをしている方は医師に確認してからご参加ください。

23日(木)は  
参加費無料デー



## 「リラックス・リフレッシュヨガ教室 ~心と体を整える~」

日 時 9月3日、10日、17日、24日(金) 午後6時30分~7時30分  
 持ち物 ヨガマット(※レンタルはありません)。  
 講 師 なかざわ ようこ(ヨガインストラクター)  
 参加費 500円/回 定 員 15名 ※小学校高学年以上からの参加が可能です(保護者同伴)。

### 女性と赤ちゃんのからだ相談室 カモミール

## 「やってみよう! やさしい体幹トレーニング!」

講 師 梅澤 あやこ(理学療法士)  
 日 時 9月8日(水) 午前10時~11時30分 ※持ち物: あればヨガマットもしくは大きめのバスタオルかブランケット、お飲み物  
 参加費 800円 定 員 10名

## 戸籍の窓

●人口15,965人(前月比-6) 男7,949人 女8,016人  
 ●世帯数7,277世帯(前月比-14) (7月1日現在)

※戸籍の窓は、届出者から了解を得て掲載しています。  
 ※世帯主名、区名は住民票に基づいています。

## 燃えるもの



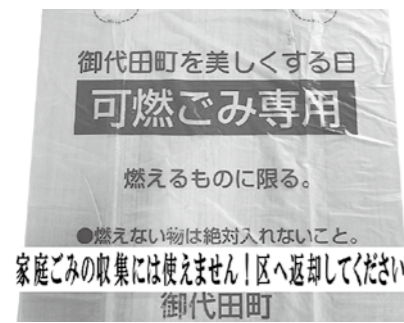
○結束バンド  
 誤 プラスチック製容器包装  
 正 可燃ごみ



ケーブルタイや結束帯などとも呼ばれ、幅広い用途で使用されている製品です。こちらの製品はプラスチック製容器包装にはあたりませので、「可燃ごみ」へ分別をお願いします。  
 プラスチック製容器包装には、「燃」表示があります。  
 また、表示の横にはその商品の容器包装に当たる部分が示されています。

「燃」表示がある「燃」み袋は、左の写真のごみ袋は、区内清掃専用です。家庭ごみの収集には使えませんので、ご家庭にある場合は区へ返却してください。

「燃」表示がある「燃」み袋は、左の写真のごみ袋は、区内清掃専用です。家庭ごみの収集には使えませんので、ご家庭にある場合は区へ返却してください。



問い合わせ先

町民課環境衛生係  
 (32) 3114

## お盆期間中のごみ収集日程

8月 収集日に気をつけて正しくごみを出しましょう。

9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
月	火	水	木	金	土	日	月
生ごみ	プラ製容器包装	不燃ごみ 井戸沢開場	生ごみ	可燃ごみ	盆休み 井戸沢休場	盆休み	盆休み

## じぶんたちは農業委員会です

問い合わせ先

農業委員会事務局 (32) 3113

### 農地転用には許可が必要です

#### ●農地転用とは...

農地(田、畑)に住宅を建てたり、駐車場などにした、農地を他の用途に転換することをいいます。

この農地転用を行う場合には農地法の「許可」を取得しなければなりません。

たとえ、数カ月だけ建築資材を置くなどの一時的な利用や、農地の一部に倉庫などを建てる小規模な場合であっても農地法の許可が必要で、

#### ●許可を受けずに転用したら...

許可を受けずに転用した場合は農地法に違反することとなり(違反転用、工事の中止や原状回復命令を受ける場合があります)。

#### ●農地転用の申請は...

農地転用許可申請は、町農業委員会を経て県知事から許可されます。

申請の締め切りは毎月15日、許可までは概ね一か月程度かかりますので、計画

に間に合うよう申請してください。

また、「農業振興地域内農用地区域」に指定されている農地は、除外手続きの許可を得ていなければ農地転用の申請ができません。

なお、場所や転用計画の内容によっては、許可できない場合がありますのでご注意ください。

#### ●他法令の手続きもお忘れなく

農地法による許可以外にも、町環境保全条例や建築基準法による届出など、農地法以外の法令による届出や許可が必要となる場合があります。必要手続きをすべて完了しないと事業を始めることができません。

昨今、違反転用が多く発生しています。その多くが「制度を知らなかった」ことによるものです。農地転用を計画される際は、農業委員会事務局へご相談ください。